

弁護士により調査を実施した特定非営利活動法人パンゲア以外の 事業者との契約に係る調査報告書について

1 要旨

弁護士により調査を実施した特定非営利活動法人パンゲア以外の事業者との契約について、調査結果を報告する。

2 調査の概要

(1) 調査対象

平川教育長が着任した平成30年4月から令和4年度までの間に、教育委員会が株式会社キャリアリンク及びその社員、児童文学評論家赤木かん子氏と締結した契約や、謝金の支払い等に関する取引

(2) 調査方法

顧問弁護士等に相談しながら、弁護士による調査手法を参考に、官製談合防止法第8条及び地方自治法第234条第2項について、違反の有無の検討を行った。

- ・ メールを含む契約関係資料の確認
- ・ 関係者に対するヒアリングの実施

(3) 調査の実施期間

令和4年12月中旬から令和5年2月中旬の約3か月間

(4) 調査の実施体制

教育委員会事務局管理部総務課職員などが中心となり、調査を行った。

3 調査結果

別紙「調査報告書」のとおり。

調査報告書

広島県教育委員会

1	調査の概要	1
(1)	調査目的	1
(2)	調査対象取引	1
	ア キャリアリンク	1
	(ア) 契約	1
	(イ) 謝金等	2
	イ 赤木 かん子氏	3
	(ア) 契約	3
	(イ) 謝金等	3
(3)	調査方法	3
2	調査結果	3
(1)	随意契約	3
	ア 本件取引①	4
	イ 本件取引②	4
	ウ 本件取引③	5
	エ 本件取引⑥	5
	オ 本件取引⑦	6
	カ 本件取引⑨	6
	キ 本件取引⑩	6
	ク 本件取引⑫	7
(2)	一般競争入札	7
	ア 総論	7
	(ア) 予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること	7
	(イ) その他の方法により入札等の公正を害すべき行為	7
	イ 本件取引④	8
	(ア) 認定事実	8
	(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について	10
	(ウ) まとめ	12
	ウ 本件取引⑤	12
	(ア) 認定事実	12
	(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について	14
	(ウ) まとめ	16
	エ 本件取引⑧	17
	(ア) 認定事実	17
	(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について	19
	(ウ) まとめ	20
	オ 本件取引⑪	20

(ア) 認定事実	20
(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について	21
(ウ) まとめ	22
(3) 謝金等	23
ア 若江 眞紀氏 (キャリアリンク代表取締役社長)	23
(ア) 若江氏との取引に関する経緯	23
(イ) 若江氏と平川教育長との関係	23
(ウ) 若江氏を講師として選定している理由について	23
(エ) 謝金等の支出について	23
(オ) 若江氏との取引に関するまとめ	24
イ 赤木 かん子氏	24
(ア) 赤木氏との取引に関する経緯	24
(イ) 赤木氏と平川教育長との関係	25
(ウ) 赤木氏を選定している理由について	25
(エ) 謝金等の支出について	25
(オ) 赤木氏との取引に関するまとめ	26
3 まとめ	26
4 関係法令	27
(1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為 の処罰に関する法律 (いわゆる「官製談合防止法」)	27
(2) 地方自治法	27
(3) 地方自治法施行令	27

1 調査の概要

(1) 調査目的

今回の調査は、特定非営利活動法人パンゲアとの取引について、阿南弁護士らにより官製談合防止法及び地方自治法に違反する旨の報告書が提出されたこと、また、(株)キャリアリンク(以下、「キャリアリンク」という)及び児童文学評論家赤木かん子氏との取引について、一部報道機関等から指摘されたことを受け、地方自治法第234条第2項に違反するか否か、官製談合防止法第8条に違反する否かを調査したものである。

(2) 調査対象取引

広島県教育委員会教育長である平川理恵の就任時(平成30年4月)から令和4年度までの間に、教育委員会がキャリアリンク及びその社員、赤木かん子氏と締結した契約や、謝金の支払い等に関する取引。

ア キャリアリンク

(ア) 契約

略称	契約年月日	事業名	契約方法	当初契約額 (変更後契約額)
本件取引①	R1. 6. 17	2019年度WWLコンソーシアム構築支援事業に係るカリキュラム・アドバイザー業務	随意	855,300円
本件取引②	R1. 8. 28	次世代のライフプランニング教育推進事業(ライフプランニング教育プログラム開発)	随意	2,418,000円
本件取引③	R1. 12. 26	商業教育に係る学習プログラム研究開発会議・海外先進校等視察コーディネート業務委託	随意	606,933円
本件取引④	R2. 6. 16	令和2年度ICTを活用したプロジェクト型学習の実践に向けた教員研修業務(指導主事対象)	一般	3,850,000円

略称	契約 年月日	事業名	契約 方法	当初契約額 (変更後契約額)
本件 取引⑤	R2. 7. 17	令和2年度ICTを活用したプロジェクト型学習の実践に向けた教員研修業務（校長・6年目対象）	一般	3,245,559円 (3,740,560円)
本件 取引⑥	R2. 7. 2	次世代のライフプランニング教育推進事業（ライフプランニング教育プログラム開発）教育プログラム開発業務	随意	2,298,840円
本件 取引⑦	R2. 6. 12	令和2年度WWLコンソーシアム構築支援事業に係るカリキュラム・アドバイザー業務	随意	1,425,120円 (552,000円)
本件 取引⑧	R3. 4. 12	デジタル機器を活用したプロジェクト型学習の実践に向けた教員研修業務	一般	5,093,000円
本件 取引⑨	R3. 5. 7	学びの変革推進事業（学科等の特色を生かしたカリキュラム）教育プログラム実施業務	随意	7,920,000円
本件 取引⑩	R3. 5. 27	令和3年度WWLコンソーシアム構築支援事業に係るカリキュラム・アドバイザー業務	随意	400,860円
本件 取引⑪	R4. 4. 11	デジタル機器を活用したプロジェクト型学習の実践に向けた教員研修業務	一般	4,400,000円
本件 取引⑫	R4. 4. 1	Entrepreneurship Essentialプログラム実施業務	随意	7,610,000円

(イ) 謝金等

若江 真紀氏（キャリアリンク代表取締役社長）への謝金等の支払い 79件

イ 赤木 かん子氏

(ア) 契約

該当なし

(イ) 謝金等

赤木 かん子氏への謝金等の支払い 99 件

(3) 調査方法

教育委員会が特定非営利活動法人パンゲア又はその理事と締結した契約を調査対象とする阿南弁護士らの調査における手法を踏まえ、教育委員会事務局職員が、対象となる事業等についての起案、契約書等の書類及びメールによるやり取りを収集し、内容を確認するとともに、事業実施時の担当者等の関係者からヒアリングを行った。

2 調査結果

(1) 随意契約

契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合には、随意契約によることができるところ（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令167条の2第1項第2号）、阿南弁護士らの報告書では、次の事情の有無を指摘し、地方自治法第234条第2項に違反するか否かを評価している。

- ・ 随意契約の方法によって特定の相手方と契約を締結したことに何らかの公正を妨げる事情が認められないか。
- ・ 予め特定の者を契約の相手方とすることが予定されており、他の事業者との比較において当該特定の者が契約の相手方として適当であるかどうかについての検討を怠っていないか。

これを踏まえ、本調査においては、本件取引①ほか7件の随意契約について、それらの事情の有無が認められるかという観点で、地方自治法第234条第2項に違反するか否かを調査した。

ア 本件取引①

本件取引①の事業は、文部科学省の委託を受け、1つの高等学校を中心とした複数の高等学校によるコンソーシアムを構築し、民間企業や大学等と連携しながら、様々な社会のリソースを活用し、社会の問題点や改善策を高校生が自ら考え、国境を越えた協働的な学びを通じて対応策を導き出すものであり、そのカリキュラムに関するアドバイザー業務については、実施方法について予め定まったものではなく、アドバイザーとなる者が異なれば、内容や成果も異なり得る極めて個性の強い業務である。

そのため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」とし、随意契約によることは許容されうる。

この事業においては、新しい高等学校のカリキュラム開発と大学等とのパートナーシップの構築を行うコンサルタント業務の両方を必要としている。

新しい高等学校のカリキュラムについては、大学の教員が通じており、またコンサルタント業務を実施する事業者も多数あるが、キャリアリンクは、新学習指導要領に基づくカリキュラム開発に加え、企業CSRのコンサルティングや省庁・地方自治体・高等教育機関とのパートナーシップの構築を総合的に行う事業者であり、代表取締役社長の若江氏は中教審の初等中等分科会委員などを務め、新学習指導要領等の最新の知見を有していることから、担当部署は、カリキュラム・アドバイザー業務の委託先としてキャリアリンクが最適であるとしたものである。

このため、担当部署においては、他に実施できる事業者があるとの認識はなかったものであり、キャリアリンクを契約の相手方として選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

イ 本件取引②

本件取引②の事業は、文部科学省の委託を受け、次世代のライフプランニング教育推進事業（ライフプランニング教育プログラム開発）を実施するものである。当該事業は、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントをも踏まえた生活の在り方の中で、高校生が自ら主体的に判断し、主体的に考え意思決定できる能力と態度を育成するプログラムを作成するものであり、プログラム作成業務に当たっては、その内容について予め定まったものではなく、開発者・作成者となる者が異なれば、内容や成果も異なり得る極めて個性の強い業務である。

そのため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」とし、随意契約によることは許容されうる。

この事業においては、これまで全国でも実績のない高校生のライフイベントをも踏まえた主体的な学習プログラムを構築することが求められる。

児童生徒の将来の生き方を考える教育について、本県として充実をさせていきたいと考えていたところ、文部科学省が新規に当事業を実施することとなり、その新規事業について、キャリアリンクから自社のノウハウを活用し、広島県の課題に対応する形で当該事業の実施が可能であるとの紹介があった。当事業が本県の課題と合致していたことから、担当部署において、本事業の実施を決定したものである。

このため、担当部署においては、他に実施できる事業者があるとの認識はなかったものであり、キャリアリンクを契約の相手方として選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

ウ 本件取引③

本件取引③の事業は、商業教育の充実に向けた学習プログラムの研究開発等を行う会議の一環として、商業教育（ビジネス）について国際的にも評価が高いアメリカ合衆国カリフォルニア州の教育機関を視察する事業であり、その視察先の選定・手配等に係るコーディネート業務に当たっては、視察内容について予め定まったものではなく、委託先となる者が異なれば、内容や成果も異なり得る極めて個性の強い業務である。

そのため、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない」とし、随意契約によることは許容されうる。

この事業においては、リアルな社会との繋がりをもった学校教育の在り方を模索する本県に対し、海外の高等学校における先端的な社会と学校と繋ぐ教育内容に精通しており、かつ、視察先のコーディネートやプレゼンテーションを実行できることが求められる。

キャリアリンクは、ロサンゼルスに拠点を有し、カリフォルニア州におけるキャリアエデュケーション（教育）の仕組みに精通している。今回の視察においては、現地の教育事情を十分理解した上で、本県の商業科の教員を現地に派遣する必要があり、キャリアリンクは現地の学校現場に深く関わっていたことから、担当部署は、コーディネート業務の委託先としてキャリアリンクが最適であるとしたものである。

このため、担当部署においては、他に実施できる事業者があるとの認識はなかったものであり、キャリアリンクを契約の相手方として選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

エ 本件取引⑥

当該事業は、本件取引②から引き続いて実施する指定期間が2年間の事業の2年目であり、継続性をもって事業を進める必要がある。

令和元年度に、キャリアリンクのコーディネートにより教育プログラムを開発したものであり、令和2年度は、当該プログラムの改善を図り、高校生のライフイベントをも踏まえた学習プログラムの充実を図ることを目的としている。

以上のような事業の継続性及び教育プログラムの個別性を考慮すると、本件取引⑥の契約の相手方としてキャリアリンクを選択したことは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

オ 本件取引⑦

当該事業は、本件取引①から引き続いて実施する指定期間が3年間の事業の2年目であり、継続性をもって事業を進める必要がある。

当該業務内容は、実施者が異なれば、成果も異なる個別性の強いものであり、3年間という事業の継続性に加え、事業拠点校及び事業連携校が、3年間において変わることがないことを鑑みると、本件取引⑦の契約の相手方としてキャリアリンクを選択したことは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

カ 本件取引⑨

令和3年度に、県立商業高等学校4校において、地域課題の解決や自身の未来創造のために必要な資質能力を育成するためのカリキュラム改革を实践するため、米国のNPO団体であるNFTE (Network For Teaching Entrepreneurship: ネフティ) が提供しているアントレプレナー育成のためのPBL型カリキュラムであるEE

(Entrepreneurship Essential) プログラムを導入することとしたが、そのサポートや教員への研修等が必要となるため、本件取引⑨を委託実施することとなった。

EEプログラムを実施するためには、当該プログラムの使用に関する許諾が必要となるが、日本国内において、当該使用許諾を得ている事業者は、キャリアリンクのみであり、キャリアリンクは、NFTEの日本エージェントとして当該プログラムの国内での実践校に対する事務局等を務めていることから、業務を遂行するに当たっての必要な専門知識及び技術を有しているものと考えられる。

このため、他の事業者との比較を検討しうる事業ではなく、キャリアリンクを契約の相手方として選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

キ 本件取引⑩

当該事業は、本件取引①及び本件取引⑦から引き続いて実施する指定期間が3年間の事業の3年目であり、本件取引⑦と同様の理由から、本件取引⑩の契約の相手

方としてキャリアリンクを選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

ク 本件取引⑫

当該事業は、本件取引⑨から引き続いて実施する2年目の事業であり、当該プログラムに係る使用許諾は、国内においてキャリアリンクのみが有しているため、本件取引⑨と同様の理由から、キャリアリンクを契約の相手方として選定することは、地方自治法第234条第2項に違反するとまではいえない。

(2) 一般競争入札

ア 総論

官製談合防止法第8条は、入札等を行う場合に、談合等を唆すことの外、(ア)事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること、(イ)その他の方法により入札等の公正を害すべき行為を行うことを禁止している。

阿南弁護士らの報告書では、次の事情の有無を指摘し、(ア)、(イ)に該当するか否かを評価している。

(ア) 予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること

予定価格の漏洩が入札等の公正を害するのは、予定価格は競争入札における重要な要素だからで、これを特定の者のみに知らせることは、その者に対して他の予定者に比して極めて有利な地位を与え、自由競争を阻害するおそれがある。そのため、単に入札等に関する情報の教示があったというだけでは足りず、当該情報を得た者がそれを知らない他の者に比べて競争上極めて有利な地位に立つことができるような情報を知らせることが必要で、秘密情報であり、かつ、予定価格に類するような重要な情報を教示したことを要する。

(イ) その他の方法により入札等の公正を害すべき行為

「入札等の公正を害すべき行為」とは、入札等が公正に行われていることに対し、客観的に疑問を抱かせる行為ないしその公正性に正当でない影響を与える行為をいう。

なお、その具体例として、特定の者に落札させるように落札予定者を指名する

ことや、関係書類を偽造し、意図した者に受注させようとする行為などが挙げられ、平等な取扱いの下、自由競争を行う入札の仕組みの下で、特定の事業者だけが有利な地位を与えられ、自由競争を制限している客観的な疑問を抱かせる行為がこれに該当する。

官製談合防止法第8条違反の有無は、最終的には捜査機関等の判断する事項であるが、阿南弁護士らの報告書の指摘を踏まえ、本件取引④ほか3件の一般競争入札について、それらの事情の有無が認められるかという観点で、官製談合防止法第8条に違反するといえるか否かの有無を調査した。

イ 本件取引④

(ア) 認定事実

a 入札手続等

(a) 経費支出伺決裁日	令和2年5月26日
(b) 入札執行伺決裁日	令和2年5月26日
(c) 公告日	令和2年5月27日
(d) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和2年6月4日
(e) 入札参加資格確認結果通知日	令和2年6月5日
(f) 入札日	令和2年6月16日
(g) 契約締結伺決裁日	令和2年6月16日
(h) 契約日	令和2年6月16日
(i) 契約期間	令和2年6月16日～令和2年9月30日 (研修は令和2年6月22日から順次開始)

b 本件取引④に係る事業内容の具体化に向けた作業等

教育長は、「児童生徒の主体的な学びを促す」ためには「本質的な問い」を踏まえた授業づくりが必要であり、そのためには、「Intel® Teach Program」を活用した研修を実施するのがよいと考えた。

令和2年2月頃、教育長から本件取引④の担当部署の職員に対し、「Intel® Teach Program」を活用した研修を実施するために、キャリアリンクの若江氏らの紹介があった。

令和2年3月頃、契約方法としては一般競争入札又は公募型プロポーザルにより相手方を選定することが本件取引④の担当部署内で協議され、本件取引④は一般競争入札で実施することが決定された。

令和2年3月6日、本件取引④の担当部署の職員は、キャリアリンクの若江氏に対し、研修対象者や日程について記載したものを添付して、日程を確定したいことを伝えるとともに、研修内容の詳細（どういったことを目的に、それぞれの日にどのような内容を実施するのかなど）の提示を依頼するメールを送った。

令和2年3月10日、若江氏から本件取引④の担当部署の職員に対し、要望した全ての日程の講師スケジュールを確保した旨のメールを送った。

令和2年3月13日、若江氏が来庁し、本件取引④の担当部署の職員に対し、令和2年度の研修について説明を行った。

令和2年3月16日、本件取引④の担当部署の職員は、若江氏に対し、仕様書の作成等のため、研修内容の計画書の提出を依頼するメールを送った。

令和2年3月25日、キャリアリンクから「令和2年度広島県 Intel® Teach を活用した教員研修計画書（案）」の提出があった。この計画書には、履行に係る条件等（案）として、本研修プログラムおよび使用ツールは、インテル株式会社の有する「Intel® Teach Program」を活用し、キャリアリンクが開発・提供すること並びに「Intel® Teach Program」のシニアトレーナーを講師として派遣することが記載されていた。

令和2年4月19日、若江氏は、新型コロナウイルス感染症の研修日程への影響を心配する本件取引④の担当部署の職員に対し、「教育長からは予定どおりの日程で実施したいとのご要望を伺っている」旨のメールを送った。

令和2年4月21日、キャリアリンクから研修計画書の提出があり、これを基に進めることが本件取引④の担当部署内で共有されている。

c 研修実施に向けた準備等

令和2年5月28日、キャリアリンクの担当者は、本件取引④の担当部署の

職員に対し、「実質研修の実施まで5営業日しかありませんので、また詳細は別途お問い合わせ申し上げます」といった旨のメールを送った。

令和2年5月29日、教育委員会幹部及び本件取引④の担当部署の職員が、研修のねらいや具体的な内容について、キャリアリンクから1時間程度説明を受けた。

令和2年6月12日、キャリアリンクから本件取引④の担当部署の職員に対し、研修のタイムテーブル、準備物・レイアウトについて資料が送付され、研修会場となる教育センターと調整するよう依頼があった。

令和2年6月12日、キャリアリンクの担当者は、本件取引④の担当部署の職員に対し、研修の際のグループ分けなど研修の実施方法に係るキャリアリンクの案を提示した。

令和2年6月12日、キャリアリンクの若江氏は、教育委員会の本件取引④の担当部署ではない職員からのスケジュール調整のメールに対し、6月24日は教育委員会の指導主事の研修日であり、この研修を行う予定となっているため、参加できない旨のメールを送った。

(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について

a 事業者その他の者に談合を唆すことがあったか

本件調査では、そのような事実は確認されなかった。

b 事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示していたか

本件調査では、秘密情報であり、かつ、予定価格に類するような重要な情報を教示したことは確認されなかった。

c その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為をしていたか

本件調査では、以下の事実が確認された。

(a) 上記イ(ア) b, c のとおり、本件取引④はキャリアリンクが作成した研修計画書を基に仕様書を作成していることが確認されたが、専門性の高い事業について仕様書を作成するためには、事前に実績のある事業者から意見を聴取することはやむを得ない面がある。

この点、仕様書の留意事項には、「講師は、『Intel® Teach Program』のシニアトレーナーをもって充てること」と記載されているところ、本調査の過

程で令和5年1月27日にインテル（株）に確認したところによれば、インテル（株）では、「シニアトレーナー」という資格・名称を使用していないということが判明した。

これを踏まえ、担当者のヒアリングを実施した結果、担当部署では、当時、「シニアトレーナー」という資格・名称は、キャリアリンク以外にも存在する者として誤認しており、本件取引④で実施する指導者を育成するための「選抜指導主事対象研修」を行い得る能力・知識・経験を有するものであれば、それで足るという認識であったことが判明した。

そのため、仕様書の留意事項は、担当部署において、キャリアリンクを入札上殊更に有利にするために記載されたものとまではいえず、それ以外の事業者が落札した場合であっても、その業務を実施することが可能であると解されることから、自由競争を行う入札の仕組みの下で、特定の事業者だけが有利な地位を与えられ、自由競争を制限する客観的な疑問を抱かせる行為とまでは断じ得ないから、それが「入札等の公正を害すべき行為」に該当する行為であるとまではいえない。

- (b) 上記イ（ア）b, cのとおり、公告前からキャリアリンクに研修日程について相談をしている事実が確認されるなど、キャリアリンクが受注することを想定して進められているようにみえる事情が存在する。

また、本県において「Intel® Teach Program」を活用した研修を初めて行うにあたり、事業者が落札後に教育委員会と協議し、研修内容を固めていくには、入札日の令和2年6月16日から研修の開始日である同年6月22日までの日数は短期間であると考えられる。

しかしながら、担当者のヒアリングを実施した結果、担当部署においては、当時、他の事業者が落札した場合でも、このスケジュールでの実施が不可能であるとは思っていなかったこと、この研修日程は、この研修に続いて行われる予定の本件取引⑤の研修が、当初、夏季休業期間までに終わるように設定したもので、キャリアリンクを競争上殊更有利にするためにこの研修日程を設定したのではないことが判明した。

そのため、この研修日程の設定が、キャリアリンク以外の事業者が入札に参加することを排除するものとはいえず、自由競争を行う入札の仕組みの下で、特定の事業者だけが有利な地位を与えられ、自由競争を制限する客観的な疑問を抱かせる行為であるとは断じ得ないから、「入札等の公正を害すべき行為」に該当する行為であるとまではいえない。

- (c) それらの事情に加え、本件取引④は、入札に参加する事業者間で入札価格のみを競う、一般競争入札で、それ以外の要素で落札の可否が決まるもので

はないところ、本調査の結果、入札価格について、キャリアリンクに対し、有利となるような秘密情報が伝えられた事実は認められないし、談合を唆し、キャリアリンク以外の事業者の入札参加が排除されるという事情は確認されなかった。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件取引④について、「予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること」及び「その他の方法により入札等の公正を害すべき行為」が存在したものとまでは認められず、官製談合防止法第8条に違反するとまではいえない。

ウ 本件取引⑤

(ア) 認定事実

a 入札手続等

(a) 経費支出伺決裁日	令和2年6月25日
(b) 入札執行伺決裁日	令和2年6月26日
(c) 公告日	令和2年6月29日
(d) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和2年7月7日
(e) 入札参加資格確認結果通知日	令和2年7月8日
(f) 入札日	令和2年7月17日
(g) 契約締結伺決裁日	令和2年7月17日
(h) 契約日	令和2年7月17日
(i) 契約期間	令和2年7月17日～令和2年11月30日 (研修は令和2年7月27日から順次開始)

(j) 経費支出変更伺決裁日	令和2年10月2日
(k) 変更契約締結伺決裁日	令和2年10月7日
(l) 変更契約日	令和2年10月7日
(m) 契約期間（変更契約後）	令和2年7月17日～令和3年3月31日

b 本件取引⑤に係る事業内容の具体化に向けた作業等

令和2年2月頃、教育長から本件取引⑤の担当部署の職員に対し、「Intel® Teach Program」を活用した研修を実施するために、キャリアリンクの若江氏らの紹介があった。

令和2年3月頃、契約方法としては一般競争入札又は公募型プロポーザルにより相手方を選定することが本件取引⑤の担当部署内で協議され、本件取引⑤は一般競争入札で実施することが決定された。

令和2年3月6日、本件取引⑤の担当部署の職員は、キャリアリンクの若江氏に対し、研修対象者や日程について記載したものを添付して、日程を確定したいことを伝えるとともに、研修内容の詳細（どういったことを目的に、それぞれの日にどのような内容を実施するのかなど）の提示を依頼するメールを送った。

令和2年3月10日、若江氏から本件取引⑤の担当部署の職員に対し、要望した全ての日程の講師スケジュールを確保した旨のメールを送った。

令和2年3月13日、若江氏が来庁し、本件取引⑤の担当部署の職員に対し、令和2年度の研修について説明を行った。

令和2年3月16日、本件取引⑤の担当部署の職員は、キャリアリンクの若江氏に対し、仕様書の作成等のため、研修内容の計画書の提出を依頼するメールを送った。

令和2年3月25日、キャリアリンクから、令和2年度広島県 Intel® Teach を活用した教員研修計画書（案）の提出があった。この計画書には、履行に係る条件等（案）として、本研修プログラム及び使用ツールは、インテル株式会社の「Intel® Teach Program」を活用し、キャリアリンクが開発・提供すること及び「Intel® Teach Program」のシニアトレーナーを講師として派遣することが記載されていた。

令和2年4月19日、若江氏は、新型コロナウイルス感染症の研修日程への影響を心配する本件取引⑤の担当部署の職員に対し、「教育長からは予定どおりの日程で実施したいとのご要望を伺っている」旨のメールを送った。

令和2年6月16日、本件取引⑤の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、6年目研修について教育長の了解を得て添付ファイルの日程のとおり進めていくこととなったので、キャリアリンクの都合を確認するメールを送った。

c 研修実施に向けた準備等

令和2年6月29日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑤の担当部署の職員に対し、6年次研修の見積書を送るとともに、次のような内容のメールを送った。

- ・もともと、3日間の研修の1日目への講師派遣、2日目へのアシスタント派遣（遠隔）という単価設定としておりましたが、実際弊社スタッフの動きとして、Techチームが状況把握とトラブル対応をカバーしている状況です。こちらのメンバーの人件費は、現状の案には見込めておりません。その点を弊社が引き続き担うとするならば、費用を見直させていただくことも検討する必要があります。

- ・6年次研において、そこも指導主事の先生方にお任せできるか／すべきかという議論になるかと思えます。研修の質を落とすことなく、受講者にとって、そして指導主事の先生方にとって価値ある場にするために、弊社からの現時点でのご提案が可能なのか否か、ご確認ください。

令和2年6月29日、本件取引⑤の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、研修日程の最終案をメールで送った。メールには、「なお、本研修に係る公告がHPに掲載されましたが、そこにある仕様書は訂正前の日程となっております。このメールの日程が正しいものとなりますので、よろしく願いいたします。」と記載されている。

令和2年7月2日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑤の担当部署の職員に対し、「先日お話しさせていただきましたご予算追加の件ですが、ご説明申し上げました通り、今回+10万捻出いただいたとしても本来の人件費（テクニカル担当がサブで1日入る場合5万/人日）はカバーしきれませんので、今回は追加いただく、双方貴重な検証の機会であるにとらえ、予算の中で弊社が今考えるベストな人員配置をしたいと思えます。次年度以降は改めて御相談させていただきます」といった旨のメールを送った。

(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について

- a 事業者その他の者に談合を唆すことがあったか

本件調査では、そのような事実は確認されなかった。

- b 事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示していたか

令和2年6月29日にキャリアリンクの担当者は、本件取引⑤の担当部署の職員に対し、現段階での見積書を提示した上で、人件費相当額の増額が可能かどうか問い合わせをしているものの、同年7月2日には、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑤の担当部署の職員に対し、結局、増額は不要である旨のメールを送っている。これらはキャリアリンクが自らの見積額について送ったメールであるが、本件取引⑤の担当部署の職員が令和2年6月29日のキャリアリンクの担当者に回答したメールは確認されていないこと、担当者のヒアリングを実施したところ、その相談に対し回答した事実は確認されなかったこと、本件取引⑤の予定価格（入札実施前は非公表）は3,814,546円であるのに対し、キャリアリンクの実際の入札額は2,950,509円であるため、担当者が、予定価格を伝えていなかったとうかがえることなどから、キャリアリンクに対し、入札価格に関し他の事業者に比べて競争上極めて有利な地位に立つことができるような秘密情報を知らせたものとまでは認められない。

- c その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為をしていたか

- (a) 上記ウ（ア）b, cのとおり、本件取引⑤はキャリアリンクが作成した研修計画書を基に仕様書を作成していることが確認されたが、専門性の高い事業について仕様書を作成するためには、事前に実績のある事業者から意見を聴取することはやむを得ない面がある。

この点、仕様書の留意事項には、「講師は、『Intel® Teach Program』のシニアトレーナーをもって充てること」と記載されているところ、本件取引④と同様に、担当部署において、キャリアリンクを入札上殊更有利にするために、その記載をしたものとはいえないこと、キャリアリンク以外の事業者が入札に参加することが排除されるわけではないことから、その記載をもって、自由競争を行う入札の仕組みの下で、特定の事業者だけが有利な地位を与えられ、自由競争を制限する客観的な疑問を抱かせる行為であるとは断じ得ず、「入札等の公正を害すべき行為」に該当する行為とはいえない。

- (b) 上記ウ（ア）b, cのとおり、公告前からキャリアリンクに研修日程について相談をしている事実が確認され、キャリアリンクが受注することを想定

しているようにみえる事情が存在する。

また、本県において「Intel® Teach Program」を活用した研修を初めて行うにあたり、事業者が落札後に教育委員会と協議し、研修内容を固めていくには、入札日の令和2年7月17日から研修の開始日である同年7月27日までの日数は短期間であると考えられる。

しかしながら、ヒアリングを実施した結果、担当部署では、当時、他の事業者が落札した場合でも、公告日から研修開始日までは約1ヶ月あることから、このスケジュールでの実施が不可能であるとは思っていなかったこと、また、この研修日程は、当初、夏季休業期間までに研修が終わるよう設定したもので、キャリアリンクを殊更に有利にするためにこの研修日程を設定したのではないことが判明した。

そのため、その研修日程の設定が、キャリアリンク以外の事業者が入札に参加することを排除するものとはいえず、自由競争を行う入札の仕組みの下で、特定の事業者だけが有利な地位を与えられ、自由競争を制限する客観的な疑問を抱かせる行為であるとは断定し得ないため「入札等の公正を害すべき行為」に該当する行為があったとまではいえない。

(c) 本件取引⑤の担当部署の職員は、公告後に研修日程の変更をし、キャリアリンクには令和2年6月29日にメールにより伝えたが、HPに掲載した公告に記載した研修日程は修正していなかったことが確認された。

しかしながら、変更された研修日程は、実施する研修日程の一部を変更（10回実施する研修のうち5回を変更）するもので、他の事業者も変更前の日程で入札することが可能であり、他の事業者が落札した場合には、その事業者との間で同様の日程変更の協議をしたことが想定されることから、HPに記載した公告の研修日程を修正しなかったことをもって、一般競争入札への参加が困難になるとはいえない。

(d) それらの事情に加え、本件取引⑤は、入札に参加する事業者間で入札価格のみを競う、一般競争入札で、それ以外の要素で落札の可否が決まるものではないところ、本調査の結果、入札価格について、キャリアリンクに対し、有利となるような秘密情報が伝えられた事実は認められないし、談合を唆し、キャリアリンク以外の事業者の入札参加が排除されるという事情は確認されなかった。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件取引⑤について、「予定価格その他の入札等に関する秘密

を教示すること」及び「その他の方法により入札等の公正を害すべき行為」が存在したものとは認められず、官製談合防止法第8条に違反するとまではいえな
い。

エ 本件取引⑧

(ア) 認定事実

a 入札手続等

(a) 経費支出伺決裁日	令和3年3月17日
(b) 入札執行伺決裁日	令和3年3月18日
(c) 公告日	令和3年3月22日
(d) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和3年3月30日
(e) 入札参加資格確認結果通知日	令和3年3月31日
(f) 入札日	令和3年4月9日
(g) 契約締結伺決裁日	令和3年4月12日
(h) 契約日	令和3年4月12日
(i) 契約期間	令和3年4月12日～令和4年3月31日 (研修は令和3年5月7日から順次開始)

b 本件取引⑧に係る事業内容の具体化に向けた作業等

令和3年2月10日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、令和3年度の6年目研修等の日程について、キャリアリンクの都合を確認しているメールを送った。

令和3年2月12日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、令和3年度の6年目研修の日程の変更のメールを送った。

令和3年2月16日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑧の担当部署の

職員に対し、日程については現時点では対応することが可能である旨のメールを送った。

令和3年2月16日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、「6年目研修は、今年度と同様、1グループにつき、キャリアリンクに1名入っていただき、1日目、3日目に関わっていただく」といった旨のメールを送った。

令和3年2月17日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑧の担当部署の職員に対し、指導主事研修、校長管理職研修の日程、実施規模の確定時期について確認する旨のメールを送った。

令和3年2月17日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、新任指導主事研修を5月中旬、選抜指導主事研修を6月上旬で調整中であること、校長管理職研修については5月17日である旨のメールを送った。

令和3年2月18日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、6年目研修の日程を変更する旨のメールを送った。

令和3年2月18日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑧の担当部署の職員に対し、日程の変更について承知した旨のメールを送った。

令和3年2月19日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、指導主事等に係る令和3年度の研修日程を決めた旨のメールを送った。

令和3年2月19日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑧の担当部署の職員に対し、日程について承知した旨のメールを送った。

令和3年3月9日、本件取引⑧の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、参考見積の提出を依頼するとともに、令和3年度の研修の実施内容（案）を示したメールを送った。

令和3年3月10日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑧の担当部署の職員に対し、「1. 使用する資料を含め、カリキュラムはIntel® Teach プログラムをベースとしていることを仕様書に含めていただく、2. シニアトレーナーに限定せず、Intel® Teach プログラムのトレーナーにしていただく」といった旨のメールを送った。

c 研修実施に向けた準備等

令和3年4月2日、各市町教育委員会教育長宛てに、当該研修について記載した通知を送った。

(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について

a 事業者その他の者に談合を唆すことがあったか

本件調査では、そのような事実は確認されなかった。

b 事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示していたか

本件調査では、秘密情報であり、かつ、予定価格に類するような重要な情報を教示したことは確認されなかった。

c その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為をしていたか

本件調査では、以下の事実が確認された。

(a) 上記エ (ア) bのとおり、本件取引⑧はキャリアリンクが作成した研修計画書を基に仕様書を作成していることが確認されたが、専門性の高い事業について仕様書を作成するためには、事前に実績のある事業者から意見を聴取することはやむを得ない面がある。

キャリアリンクの提案を受けて、仕様書の留意事項には、「講師は、『Intel® Teach Program』のトレーナーをもって充てること」と記載されているが、トレーナーは、インテル株式会社が認めた資格であり、研修内容が『Intel® Teach Program』をベースとしたものである以上、当然の条件であると考えられる。

(b) 上記エ (ア) bのとおり、公告前からキャリアリンクに研修日程について相談をしている事実が確認され、キャリアリンクが受注することを想定して進めているように見える事情が存在するが、入札日が令和3年4月9日、研修開始日が令和3年5月7日であり、他の事業者が落札した場合でも、一定程度準備する期間があると考えられるため、公告によって仕様書の内容を知る他の契約希望者に対して特に有利な地位に立つものとまでは断定し得ない。

(c) 上記の他、キャリアリンクは、落札する前から、教育委員会と連携し、研修の準備を進めているなどキャリアリンクが受注することを想定して進められているように見える事情が存在するが、本件取引⑧は一般競争入札であり価格競争であるところ、価格についてキャリアリンクが有利となるような情

報は伝えられていないし、また、談合を唆したり、特定の者に落札させるように落札予定者を指名したりしている、といった事実は確認されていない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件取引⑧について、「予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること」及び「その他の方法により入札等の公正を害すべき行為」が存在したものとは認められず、官製談合防止法第8条に違反するとまではいえな

い。

オ 本件取引⑩

(ア) 認定事実

a 入札手続等

(a) 経費支出伺決裁日	令和4年3月16日
(b) 入札執行伺決裁日	令和4年3月17日
(c) 公告日	令和4年3月22日
(d) 入札参加資格確認申請書提出期限	令和4年3月30日
(e) 入札参加資格確認結果通知日	令和4年3月31日
(f) 入札日	令和4年4月11日
(g) 契約締結伺決裁日	令和4年4月11日
(h) 契約日	令和4年4月11日
(i) 契約期間	令和4年4月11日～令和5年3月31日 (研修は令和4年5月9日から順次開始)

b 本件取引⑩に係る事業内容の具体化に向けた作業等

令和4年3月7日、キャリアリンクの担当者は本件取引⑩の担当部署の職員に対し、研修の実施内容について問い合わせるメールを送った。

令和4年3月8日、本件取引⑩の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、問い合わせのあった研修の実施内容について回答した。

令和4年3月8日、本件取引⑩の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、新任校長研修について、キャリアリンクの講師は、オンラインでの参加となる旨のメールを送った。

令和4年3月8日、キャリアリンクの担当者は本件取引⑩の担当部署の職員に対し、新任校長研修の件、承知した旨のメールを送った。

令和4年3月8日、本件取引⑩の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、6年目研修事前説明会を7月14日に実施することを伝えるとともに、作成された単元計画へのコメントなどについて指導助言を依頼する旨のメールを送った。

令和4年3月8日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑩の担当部署の職員に対し、7月14日の6年目研修事前説明会のメンバーを固めた旨のメールを送った。

令和4年3月9日、本件取引⑩の担当部署の職員は、キャリアリンクの担当者に対し、令和4年度の研修日程について支障がないか確認を依頼するメールを送った。

令和4年3月9日、キャリアリンクの担当者は、本件取引⑩の担当部署の職員に対し、日程を押さえた旨のメールを送った。

令和4年3月17日、本件取引⑩の担当部署の職員は、教育センターの職員に対し、現時点での研修内容、キャリアリンクとの連携内容について共有した。

c 研修実施に向けた準備等

令和4年4月6日、各市町教育委員会教育長宛てに、当該研修について記載した通知を送った。

(イ) 官製談合防止法第8条の構成要件に該当する事実の有無について

a 事業者その他の者に談合を唆すことがあったか

本件調査では、そのような事実は確認されなかった。

b 事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示していたか

本件調査では、秘密情報であり、かつ、予定価格に類するような重要な情報を教示したことは確認されなかった。

c その他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為をしていたか

(a) 上記オ(ア) bのとおり、本件取引はキャリアリンクが作成した研修計画書を基に仕様書を作成していることが確認されたが、専門性の高い事業について仕様書を作成するためには、事前に実績のある事業者から意見を聴取することはやむを得ない面がある。

キャリアリンクの提案を受けて、仕様書の留意事項には、「講師は、『Intel® Teach Program』のトレーナーをもって充てること」と記載されているが、トレーナーは、インテル株式会社が認めた資格であり、研修内容が『Intel® Teach Program』をベースとしたものである以上、当然の条件であると考えられる。

(b) 上記オ(ア) bのとおり、公告前からキャリアリンクに研修日程について相談をしている事実が確認され、キャリアリンクが受注することを想定しているとみえる事情が存在するが、入札日が令和4年4月11日、研修開始日が令和4年5月9日であり、一定程度準備する期間があると考えられるため、それをもって、キャリアリンクを、入札に参加することを希望する他の事業者に対して特に有利な地位に立たせるものとは断定し得ない。

(c) 上記オ(ア) bのとおり、キャリアリンクは、落札する前から、教育委員会と連携して研修の準備を進めていることが確認されたが、本件取引⑩は一般競争入札であり価格競争であるところ、価格についてキャリアリンクが有利となるような情報は伝えられていないし、また、談合を唆したり、特定の者に落札させるように落札予定者を指名したりしている、といった事実は確認されていない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件取引⑩について、「予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること」及び「その他の方法により入札等の公正を害すべき行為」が存在したものと認められず、官製談合防止法第8条に違反するとまではいえない。

(3) 謝金等

ア 若江 眞紀氏 (キャリアリンク代表取締役社長)

(ア) 若江氏との取引に関する経緯

教育委員会と若江氏又は若江氏が代表を務めるキャリアリンクとの取引は、令和元年5月28日に「2019年度WWLコンソーシアム構築支援事業等に係るカリキュラム・アドバイザー」として謝金・旅費を支出しているものが最初である。

当該事業は文部科学省の委託事業であり、平成31年2月19日付け文部科学省初等中等教育局長あて回答「2019年度「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」の実施希望について」（広島県教育委員会教育長）に付してある構想計画書には、若江氏をカリキュラム・アドバイザーとして予定していることが記載されていることから、遅くとも平成30年度中には教育委員会と若江氏の事業関係が生じていたものと確認できる。

(イ) 若江氏と平川教育長との関係

若江氏はキャリアリンクの代表取締役であり、平川教育長が横浜市立中学校の校長を務めていた2011年～2012年頃に、同社の行う事業である企業のCSRを活用した出前授業を依頼しており、両名はこれを契機に知り合った。

(ウ) 若江氏を講師として選定している理由について

平川教育長が担当部署に対して、若江氏を紹介し、担当部署は、同氏が他県でのコンサルティング実績や委託事業実績があり、子供たちが積極的に自ら学ぶ意欲を高め、「考える力」をつけることができる教育プログラムの開発サポートが可能であるキャリアリンクの代表取締役であったことから指導・助言者として適任であると判断した。

令和2年度以降においても、前年度の実績を踏まえ、教育委員会のあらゆる分野で指導・助言を受けている。

(エ) 謝金等の支出について

若江氏に対する謝金等の支出については、県の規定に基づき、謝金及び旅費を適切に支給している。

謝金の内容としては、教育委員会の事業への指導・助言等に係る経費を県の予

算単価表に基づく大学教授級の1時間当たりの単価を適用し、1時間当たり5,600円から5,750円の単価により実績に応じて謝金を支払っている。(令和元年度：5,600円、令和2年度から4年度：5,750円)

また、旅費については、職員の旅費に関する条例の規定と同様の基準により、一般職の職員に支給する旅費相当額とし、居住地等から計算して一般職の旅費の支給の例により支給している。

謝金等の支払件数及び支払金額（若江氏以外のキャリアリンク社員を含む）

年度	件数	金額	うち	
			謝金	旅費
令和元年度	20件	1,581,552円	682,912円	898,640円
令和2年度	27件	1,573,745円	802,115円	771,630円
令和3年度	16件	572,800円	326,790円	246,010円
令和4年度	16件	492,605円	227,125円	265,480円
合計	79件	4,220,702円	2,038,942円	2,181,760円

(オ) 若江氏との取引に関するまとめ

以上のとおり、若江氏との取引においては、事業自体は予定どおり実施できており、かつ、同氏との取引において「入札等」が生じていないため官製談合防止法等の関係法令に抵触するものではない。

イ 赤木 かん子氏

(ア) 赤木氏との取引に関する経緯

教育委員会においては、平川教育長が着任した平成30年度に三次高等学校の併設型中高一貫教育校化及び呉工業高等学校の学科再編に伴い、赤木氏を指導・助言者とする図書館リニューアルを実施した。また、広島叡智学園における図書メディアセンターの整備においても、指導・助言を受けた。

これらの整備は、平川教育長が学校現場を視察し、校長と相談の上、担当部署に対して指示を出し実施したものである。

平成30年度中における実績を踏まえ、令和元年度以降においても、複数の県立学校において図書館リニューアルを実施するとともに、県立教育センター、県立図書館等の整備においても、指導・助言を受けている。

(イ) 赤木氏と平川教育長との関係

赤木氏は、2010年4月から2018年3月末までの期間において、当時平川教育長が校長を務めていた横浜市立市ヶ尾中学校及び横浜市立中川西中学校において図書館リニューアルを実施している。

(ウ) 赤木氏を選定している理由について

平成30年度に実施した図書館リニューアルについては、平川教育長からの紹介を受け、赤木氏を指導・助言者として決定している。

平成31年度以降においては、広島版「学びの変革」アクションプランに基づく「主体的な学び」の充実に向けた取組の一つとして学校図書館の積極的な活用を促すため、図書館資料の購入、廃棄、管理等に関するノウハウの蓄積を行うとともに、図書館利活用の計画作成に基づいて、各教科や総合的な学習の時間の学習活動の趣旨における図書館資料の活用を目指し、有識者である赤木氏の指導・助言に基づき、図書館リニューアル事業を実施している。

有識者の選定については、平成31年度学校図書館リニューアル等事業の実施に際し、担当部署において、候補者4名について比較・検討し、赤木氏を選定している。

また、県立図書館における「サイエンスライブラリー」整備や、県立教育センターにおける「SCHOOL”S”」の整備に当たっても、事業の目的・趣旨に沿ってこれまでの本県における実績を考慮の上、赤木氏を指導・助言者として選定している。

(エ) 謝金等の支出について

赤木氏に対する謝金等の支出については、県の規定に基づき、謝金及び旅費を適切に支給している。

謝金の内容としては、図書館リニューアルに係る指導・助言等に係る経費を、県の予算単価表に基づく大学教授級の1時間当たりの単価を適用し、1時間当たり5,500円から5,750円の単価により、実績に応じて謝金を支払っている。(平成30年度：5,500円、令和元年度：5,600円、令和2年度から4年度：5,750円)

また、旅費については、職員の旅費に関する条例の規定と同様の基準により、一般職の職員に支給する旅費相当額とし、居住地等から計算して、一般職の旅費の支給の例により支給している。

謝金等の支払件数及び支払金額

年度	件数	金額	うち	
			謝金	旅費
平成 30 年度	17 件	1,097,010 円	616,000 円	481,010 円
令和元年度	24 件	1,662,705 円	896,965 円	765,740 円
令和 2 年度	12 件	1,228,455 円	825,125 円	403,330 円
令和 3 年度	20 件	1,090,800 円	879,750 円	211,050 円
令和 4 年度	26 件	1,388,200 円	1,052,250 円	335,950 円
合計	99 件	6,467,170 円	4,270,090 円	2,197,080 円

(オ) 赤木氏との取引に関するまとめ

以上のとおり、赤木氏との取引においては、目的である図書館リニューアル等は予定どおり実施できており、かつ、同氏との取引において「入札等」が生じていないため官製談合防止法等の関係法令に抵触するものではない。

3 まとめ

今回の調査は、特定非営利活動法人パンゲアとの取引について、阿南弁護士らにより官製談合防止法及び地方自治法に違反する旨の報告書が提出されたこと、また、キャリアリンク及び赤木かん子氏との取引について、一部報道機関等から指摘されたことを受け、阿南弁護士らの報告書で、地方自治法第 234 条第 2 項に違反するか否か、官製談合防止法第 8 条に違反する否かを判断するうえで指摘されていた事情を踏まえ、それと同種の事情の有無を調査することで、地方自治法第 234 条第 2 項に違反するか否か、官製談合防止法第 8 条に違反する否かを調査したものである。

その結果、地方自治法第 234 条第 2 項違反、官製談合防止法第 8 条違反とまでは認められないものの、特に入札案件について、通常行われる仕様書の内容の問い合わせを超えるものと疑われかねないやりとりなどが見受けられた。

その要因としては、阿南弁護士らの報告書で指摘された組織風土の問題もさることながら、契約にあたっての基本的なルールや事務手続が正しく理解されていないことに大きな課題があったと考えられる。

教育委員会としては、本調査の結果を踏まえ、今後、契約事務の取扱いの適正性を確保するとともに、県民の信頼に添えていくことが喫緊の課題であると考えられるため、現在、組織風土改善プロジェクト・チームにおいて改善策として検討している、

- ・職員が納得感をもって業務を進める雰囲気づくり
- ・前例のない先進的な事業を実施する際の業者選定も含めた事業の進め方
- ・その事業の実施に当たり、教育内容に通じた教育職と、事務手続きに通じた事務職の連携の在り方

などを実現する施策を実施し、適切に契約事務を進めていく必要がある。

4 関係法令

- (1) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（いわゆる「官製談合防止法」）

(職員による入札等の妨害)

第八条

職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

- (2) 地方自治法

(契約の締結)

第二百三十四条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

- (3) 地方自治法施行令

(随意契約)

第六十七条の二

地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。